再生手続開始

平成２５年（再）第１号
大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
再生債務者　株式会社みどり園
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月26日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年５月１日から平成25年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第９３号
東京都日野市多摩平１丁目10番地の３
再生債務者　株式会社ブレーン
１　期日　平成25年３月５日午前11時
２　会議の目的　再生計画案の決議
平成25年２月20日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第８号
大阪府守口市竜田通１丁目４番11号
再生債務者　株式会社英田光カントリークラブ
１　決議に付する再生計画案　平成25年１月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月17日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月３日
平成25年２月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第３号
横浜市金沢区能見台４丁目４番21いこいの街Ｄ棟204号、認可時の住所横浜市港南区港南台８丁目５番９―102号
再生債務者　株式会社珠商
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　横浜市港北区新横浜２―４―６マスニ第一ビル８階　新横浜法律事務所　弁護士　若田　順
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年２月20日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第１６号
大阪市城東区野江３丁目27番16―202号、開始決定時の本店所在地大阪府茨木市横江１丁目11番33号
再生債務者　有限会社大樹
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市中央区北浜３丁目５番29号　日生淀屋橋ビル５Ｆ　弁護士法人三宅法律事務所　弁護士　磯田　光男
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成25年２月15日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２号
埼玉県草加市中根３丁目１番31―208号
再生債務者　藤田　広文
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第８号
埼玉県所沢市大字久米1599番地の３
再生債務者　木村　裕明
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１４号
名古屋市中村区則武本通３丁目37番、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目18番１号ハイツサンライズ1203号
再生債務者　加藤　大智
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年３月21日から平成25年３月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第４４号
鹿児島市伊敷台４丁目29番３―302号
再生債務者　春山　由美
１　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月18日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月１日から平成25年４月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２５年（再イ）第１５号
千葉県千葉市花見川区瑞穂２－１－１　ガーデンプラザ新検見川17―101
再生債務者　鈴木　博岐
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第４６号
東京都大田区西六郷２―57―14
再生債務者　森田　厳文
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第６６号
埼玉県志木市中宗岡１―19―40―406
再生債務者　渋井　隆二
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第７５号
東京都練馬区大泉学園町７―19―22
再生債務者　藤本　章
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第８２号
東京都足立区梅田６―19―８―202
再生債務者　山岸　信人
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第６８号
川崎市幸区南幸町３丁目105番地２　ハイラーク川崎801
再生債務者　本多　礼佳
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第１号
川崎市川崎区塩浜２丁目23番５―201号　レオパレスヴィルヌーブ川崎Ａ
再生債務者　島田　章光
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
４　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係